

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和3年8月23日学長裁定)

旭川医科大学固定資産細則の一部を改正する細則

旭川医科大学固定資産細則（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

u003c/div>

改正後		現行	
(略)		(略)	
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この細則は、令和 年 月 日から施行し、改正後の別表1は、 令和3年4月1日から適用する。</p>			
別表1（第5条第1項関係）		別表1（第5条第1項関係）	
資産管理責任者	固定資産の範囲	資産管理責任者	固定資産の範囲
学長	不動産等	学長	不動産等
事務局次長（ <u>総務・教務担当</u> ）	知的財産 動産等（事務局次長（ <u>病院担当</u> ）に係るものを除く） <u>図書</u> （新設）	総務部長	知的財産 動産等（ <u>病院事務部長</u> に係るものを除く）
事務局次長（ <u>病院担当</u> ）	病院に属する動産等	病院事務部長	病院に属する動産等
（削除）	（削除）	教務部長	<u>図書</u>
別表2（第7条第1項関係）（略）		別表2（第7条第1項関係）（略）	
別表3（第9条第2項関係）（略）		別表3（第9条第2項関係）（略）	

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。